

徳島県規則第六十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(二)中「仮小屋を設置し、天幕を設営し」を「移動可能な施設、車両等を設置し」に改め、同1の(三)中「三百四十円」を「三百五十円」に改め、同一の2の(一)の(2)中「六百七十七万五千円」を「六百八十八万三千円」に改め、同表の二の1の(三)中「

千二百三十円」を「千三百三十円」に改め、同表の三の3の(一)中

一九、二〇〇円	二
三一、八〇〇円	四

四、六〇〇円	三六、五〇〇円	四三、六〇〇円	五五、二〇〇円	八、〇〇〇円
一、一〇〇円	五七、二〇〇円	六六、九〇〇円	八四、三〇〇円	一一、六〇〇円

を	一九、八〇〇円	二五、四〇〇円	三七、七〇〇円	四五、〇〇〇円	五七、〇〇
	三二、八〇〇円	四二、四〇〇円	五九、〇〇〇円	六九、〇〇〇円	八七、〇〇

〇円	八、三〇〇円	六、三〇〇円	八、四〇〇円	一
〇円	一二、〇〇〇円	一〇、一〇〇円	一三、二〇〇円	一

に改め、同3の(二)中

二、六〇〇円	一五、四〇〇円	一九、四〇〇円	二、七〇〇円	六、五〇
八、八〇〇円	二二、三〇〇円	二八、一〇〇円	三、七〇〇円	一〇、四〇

〇円	八、七〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、九〇〇円	二〇、〇〇〇円	二、八〇
〇円	一三、六〇〇円	一九、四〇〇円	二三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三、八〇

○ 円	○ 円
--------	--------

に改め、同表の六の1の(二)中「五万円」を「五万千五百円」に改め、同六の2の

「(二)の(1)中「七十万六千円」を「七十一万七千円」に改め、同(二)の(2)中「三十四万三千円」を「三十四万八千円」に改め、同表の八の3の(二)の(1)中「四千八百円」を「五千二百円」に改め、同(二)の(2)中「五千百円」を「五千五百円」に改め、同(二)の(3)中「五千六百円」を「六千円」に改め、同表の九の3の(一)中「二十一万九千百円」を「二十二万六千百円」に改め、同3の(二)中「十七万五千二百円」を「十八万八百円」に改め、同表の十一の4の(一)中「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同4の(二)中「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表の十二の2中「十三万八千七百円」を「十四万円」に改める。

様式第七号の裏面中「懲役、」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第七号の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

2 改正後の別表第一の規定は、令和六年七月九日から適用する。